

項 目	届出事業者が保有する検査設備の計測器の精度について
1 内容	<p>電気用品安全法施行規則第15条の別表第四「検査設備」に、電圧計、電流計、電力計等の計測器類は、精度が0.5級又は1.5級以上と定められていますが、この精度（階級）は、「指示電気計器」を示すものであることから、アナログ方式による計測器類の設置が義務付けられていると解釈すべきであって、デジタル方式の計測器類の設置が認められない理由又は認められる条件等を教えてください。</p>
2 回答	<p>デジタル方式の計測器類の設置は、認められます。</p> <p>デジタル方式の計測器類には種々様々なものが存在しますが、精度が電気用品安全法施行規則に定められた値以上である必要があります。</p> <p>(指示電気計器における精度が0.5級とは、許容差が±0.5%を示します。)</p>